

## 科学技術基本法と加藤与五郎

加藤与五郎は、1903年から2年間MITのノイス教授の助手として電気化学の研究を行ったが、この間に創造の大切さを認識したり、米国では大学の研究が新しい産業を創出している姿を見てきた。しかし、日本に帰国して実情を見ると、日本の科学技術は欧米の模倣・追従をするのが精一杯で、日本発の工業などはほとんど見当たらない状況であった。加藤は、このときから1967年に95才で亡くなるまで、一貫して創造の大切さや、大学における工学教育の在り方、科学技術行政などについて自身の考えを公にし、自ら「創造科学技術教育研究所」を設立し、創造ができる人材の育成にも尽力してきた。

1920年頃、加藤は原敬首相に創造教育の献策を行って以降、長らく政府の「創造技術対策設定」を熱望してきた。その具体的な方策としての科学技術基本法の必要性や内容、また制定に至る経緯に対して、加藤の考えが大きな影響を与えたであろう背景や事実に付き調べた結果を述べる。

地元秋田を豊かにしようと様々な事業を模索していた齋藤憲三は、1934年頃、大岡山の東京工業大学で加藤与五郎と出会い、その時紹介されたフェライトを事業化するため1935年に東京電気化学工業（現在のTDK株式会社）を創立した。以来何度となく加藤から創造の大切さや、日本は科学技術により欧米のまねではなく日本独自の工業を興さなければいけないという話を聞いてきたのである。

その思いを受け、齋藤は科学技術庁の発足に尽力し、1956年、科学技術庁（2001年に中央省庁再編により文部科学省に継承されるまで存続）が設置されたときに初代政務次官となった。

1959年、科学技術会議が設置され、同年、岸総理大臣から「10年後を目標とする科学技術振興の総合的基本方策について」の諮問が出た。これは、10年程度を見通し、我が国が科学技術創造立国を目指すため、政府の研究開発投資額の抜本的拡充を図るべく、当該基本計画の中に、講ずべき施策や規模等を含めできるだけ具体的な記述を行うことを目的としていた。

1960年に、衆議院の科学技術振興対策特別委員会から、これに対する答申「科学技術に関する基本法の制定」（一次試案）が出された。これは、科学技術振興の必要性やその法案を作る上での準備についての試案と推測される。

その後、特別委員会の設置や海外の実態調査のための派遣などを行い、1965年、上述の岸総理からの諮問に対する追加答申として、日本学術会議の元会長（1954－1958）であり、当時、東京大学名誉教授であった（東京大学総長（1957－1963））茅誠司の原案による「科学

技術基本法の制定について」が佐藤栄作総理大臣に提出された。

茅誠司は、加藤与五郎が軽井沢に創立した（1960年）「創造科学技術教育研究所」を1962年に訪問しており、加藤の科学技術や創造に対する考え方について議論したと思われ、原案には加藤の思いが込められていたものと推定される。その証拠に、加藤が政界や財界に配布した「国家の進歩隆盛の要素たる創造能力の解説及び達成」と言う小冊子に、茅の原案になる答申の内容に対し、「この原案は国際時代に至適の名立法と言われましょう。私の多年待望していたものにぴったり当たると考えられます」と記述している。

その後、科学技術基本法の制定については、自民党の文教部会や日本学術会議から異議が出たため、1968年の第60回国会で廃案となってしまった。科学技術庁と文部省の縄張り争いが原因のようで、たいへん残念な事である。

廃案から四半世紀以上経った1994年、自民党科学技術部会で「科学技術基本法」の制定を目指した検討が再開された。これは、高度成長期が終わり1990年代になると産業の停滞が始まり、その打開を図るため一層の科学技術の発展が急務となったためである。1995年に自民党、社会党、新党さきがけ、新進党の4党共同で「科学技術基本法案」が衆議院に提出され、本会議に於いて可決成立し、同年11月15日に交付、施行された。

科学技術基本法が検討されてから実に35年の月日が流れていた。

#### 参考文献

- 1) 加藤与五郎「創造の原点」共立出版1942
- 2) 加藤与五郎「国家の進歩隆盛の要素たる創造能力の解説及び達成」自費出版1965



1962年に軽井沢の創造科学技術教育研究所を訪れた茅誠司  
(右から2番目)